

第33回たつの市農業委員会総会（8月定例会）議事録

令和8年8月27日（木）午前10時から第33回たつの市農業委員会総会（8月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員17名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	柴田 祐子
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第33回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は17名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、2番酒井幸男委員、3番森下長幸委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、10番井上昇造委員、12番田淵大勝委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第218号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第218号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」

相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認が1件出ておりますのでご説明いたします。

本議案につきましては、相続による農地の細分化の防止と、納税による農業経営の負担軽減を目的とした納税猶予の制度に基づくものでございます。この制度の対象は、農業を営んでいた者から相続した農地において、耕作し今後も引き続き農業を行う者として、農業委員会が証明した者となっています。

番号1369の願い出地は、龍野町[REDACTED]外4筆の登記地目・田で、合計面積は2,210.06 m²でございます。願い出人は、相続人である[REDACTED]、被相続人は[REDACTED]でございます。

願い出人が納税猶予の適格者かどうかですが、担当委員及び事務局職員で現地調査したところ、適正に耕作されており、これまで貸借権等の権利設定もありませんので、被相続人は生前、自ら耕作していたと認められ、また願い出人も相続した農地で農業を行っていることから、今後も引き続き農地利用すると見込めますので、納税猶予を受けられる適格者と認められます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 218 号」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 219 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 219 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 4 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1367 の願い出地は、龍野町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 155 m²でございます。願い出人は、[]、昭和 31 年には既に住宅敷地として利用され、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、建物の全部事項証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の番号 1377 の願い出地は、揖西町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の登記地目・畑、現況は山林、合計面積は 438 m²でございます。願い出人は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、平成 6 年頃には山林化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 6 年撮影の空中写真及び自治会長の証明書により確認し、山林であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の番号 1375 の願い出地は、御津町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の登記地目・田、現況は宅地及び山林、合計面積は 442 m²でございます。願い出人は、[REDACTED]、[REDACTED] については、昭和 47 年に倉庫を建築し、令和 6 年に取り壊しているものの宅地の状況で、現在に至っており、[REDACTED] については、平成 11 年には山林化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により確認し、宅地及び山林であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の番号 1376 の願い出地は、御津町 [REDACTED] 外 8 筆の登記地目・畑、現況は山林及び宅地、合計面積は 2,769 m²でございます。願い出人は、[REDACTED]、[REDACTED] 外 7 筆については、平成 11 年には山林化し、現在に至っており、[REDACTED] については、平成 11 年には倉庫が建ち宅地化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により確認し、山林及び宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 219 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 4「議案第 220 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 220 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 3 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1368 の申請地は、龍野町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の登記地目・宅地、現況は畑で、合計面積は 383.46 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は相続により農地取得しましたが、以前から耕作し、農地の取得を希望していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は家庭菜園及び果樹を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1371 の申請地は、龍野町 [REDACTED] の田で、面積は 2,227 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今

後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の番号 1373 の申請地は、揖西町[]の田で、面積は 265 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は市外居住により耕作管理が難しいことから、隣接地に居住し新たに農地を耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は近隣の親族に借りる予定で、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 220 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 221 号 農地法第 4 条の規定による使用

目的変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 221 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4 条使用目的変更の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

番号 1364 の申請地は、新宮町[]及び[]の田で、[]の面積は 1,590 m²のうち 155.09 m²、[]の面積は 1,387 m²のうち 431.29 m²、農地区分は、公共施設から近距離（おおむね 500m 以内）の第 2 種農地（2－(2)）に該当すると判断します。

申請人は、[]、[]、転用目的は、栗栖川改修事業に伴う収用移転により自己住宅及び道路を建築するものでございます。

土地の造成期間は令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月 31 日まで、住宅の建設期間は造成後から令和 10 年 7 月 31 日までとなっております。

必要な資金は収用移転に伴う補償金で賄う予定であり、収用証明書及び土地売買に関する契約書により、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可等については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 4 条第 6 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

(「なし」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

次に、日程第 6「議案第 222 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

「議案第 222 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定に対する意見について」

番号 1372 の申請地は、新宮町[REDACTED]の田で、面積は 1,000 m²、農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地（1－（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設として、申請者は昭和 37 年から同地区で土木・建設事業を営んでおり、また、申請地の近接地に住宅等の建ち並び等もあることから、例外的許可事由（⑤－5）に該当すると判断します。

土地の造成期間は許可後から 30 日間となっております。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

■、転用目的は、申請人の妻の祖父から土地を使用貸借し、戸建住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は令和8年11月10日から67日間となっており、住宅の建築期間は令和9年1月25日から118日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の事前審査により必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2件目の番号1365の申請地は、新宮町■及び■の田で、■の面積は1,590 m²のうち987.62 m²、■の面積は1,387 m²のうち955.73 m²、農地区分は、公共施設から近距離（おおむね500m以内）の第2種農地（2-（2））に該当すると判断します。

申請人は、借受人が■、貸渡人は■、転用目的は、栗栖川改修事業に伴う収用移転により、■である■の土地を使用貸借し、素麺製造工場、露天駐車場及び道路を建築するものでございます。

土地の造成期間は令和8年10月から令和9年3月31日まで、工場の建設期間は造成後から令和10年7月31日までとなっております。

必要な資金は収用移転に伴う補償金で賄う予定であり、収用証明書及び土地売買に関する契約書により、必要な資金が準備できることを確認しました。

開発許可等については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の番号 1366 の申請地は、新宮町[]の田で、面積は 1,590 m²のうち 448.10 m²、農地区分は、公共施設から近距離（おおむね 500m以内）の第 2 種農地（2－（2））に該当すると判断します。

申請人は、借受人が[]、貸渡人は[]、転用目的は、栗栖川改修事業に伴い実家が収用移転となることから、[]である[]の土地を使用貸借し、父である[]と二世帯住宅及び道路を建築するものでございます。

土地の造成期間は令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月 31 日まで、住宅の建築期間は造成後から令和 10 年 7 月 31 日までとなっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、父である[]からの住宅資金の贈与と、金融機関の事前審査により必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可等については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 223 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 224 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 224 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

番号 1374 の申請地は、揖西町[REDACTED]の田で、面積は 499 m²、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3－（1））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]

[REDACTED]、転用目的は、戸建住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可日より 60 日間、住宅の建築期間は造成後から 10 か月間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の事前審査により必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません。

んか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 224 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 225 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 225 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 4 筆、設定面積の合計は 6,300 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません。

んか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 225 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 10「議案第 226 号 地域計画変更案に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 226 号 地域計画変更案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 5 項の規定により、本市が地域計画を変更するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、今回地域計画を変更する地区は、揖西町前地地区、御津西部地区の 2 地区でございます。

最初に、揖西町前地地区について説明いたします。

地域計画の変更予定地区である揖西町前地地区につきましては、変更理由のとおり、いちご農園の加工場、販売施設、飲食店として使用するために、地域計画からの除外申出があったものでございます。

変更内容としましては、地域計画の本文において、区域内の農用地等面積のうち田の面積を変更、地域内の農業を担う者一覧の 10 年後の経営面積を一部変更するものでございます。

また、変更にあわせて目標地図の着色を一部変更します。

次に、御津西部地区について説明いたします。

地域計画の変更予定地区である御津西部地区につきましては、変更理由のとおり、片地区集落内にあるお寺の訪問者利用駐車場用地として使用するため、地域計画の変更申出があったものでございます。な

お、当該地は、農振農用地区域内にあるため、並行して農振農用地区域からの除外申請中でございます。

変更内容としましては、地域計画の本文において、区域内の農用地等面積のうち田の面積を変更、地域内の農業を担う者一覧の 10 年後の経営面積を一部変更するものでございます。

また、変更にあわせて目標地図の着色を一部変更します。

今後の流れといたしましては、9 月中旬に変更案の公告及び縦覧を 2 週間行い、9 月末頃に計画変更の予定でございます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 226 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 33 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(10 番 井上昇造委員)

議事録署名委員
(12 番 田淵大勝委員)